答申書について

資料４－１

１　公表用答申書のマスキング（一部黒塗り）等について

○　大阪府情報公開条例の改正（平成29年12月1日施行）により、公開してはならない情報として「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が加えられたことから、今後、公表に当たってはこの点も含めて配慮する。

（「大阪府情報公開条例解釈運用基準」【資料４－２参照】）

（他県の答申書例【資料４－３参照】）

　○　案件によっては、各部会において、答申書の内容の概要を記載したものを公表することも検討する。

○大阪府情報公開条例（抜粋）

（公開してはならない行政文書）

　　　　　　　第九条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

　　　　　　　一　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、

住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

　　　　　　　　二　法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示　の指示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

２　答申書の主張要旨のまとめ方

審査請求人の主張については様々なものがあるので、答申書として読めば理解できるようなものに要約するなど、記載内容を工夫する。

３　答申書における調査審議の経過の記載の件

答申書の調査審議の経過に、審査庁、処分庁、審理員等の説明を受けた旨を記載するかどうか。

○大阪市行政不服審査会答申書（抜粋）

第4　調査審議の経過
　　　　　当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。
　　　　　平成29年7月19日　諮問書の受理
　　　　　平成29年8月23日　調査審議（審査庁の口頭説明、処分庁の陳述）
　　　　　平成29年9月8日　審査庁から主張書面の収受
　　　　　平成29年9月12日　調査審議
　　　　　平成29年9月25日　調査審議（審査庁の口頭意見陳述）
　　　　　平成29年10月20日　調査審議
　　　　　平成29年11月10日　調査審議